

ユニットバスの施工による浴室の住宅改修について

【介護保険による住宅改修費の支給対象となるもの】

- ・手すりの取付け・段差の解消・滑り防止・引き戸等への扉の取替・便器の取替
- ・上記改修にともなう必要な工事

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類(平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 95 号)

以上の項目が支給対象と認められており、ユニットバス工事自体は認められていません。

しかし、厚生労働省の見解において、対象工事費が適切に按分される場合には、支給対象とするものとされています。

平群町においても、被保険者が必要な住宅改修を利用できるよう、介護保険の支給対象工事と支給対象外工事を適切に按分ができる場合のみ、ユニットバス施工による住宅改修を対象工事とします。

住宅改修の事前申請時に、下記1・2のいずれかの計算方法で算出見積書をください。

1. メーカー等による介護保険対象分の材料費施工費等を分けることができる場合は、全体の費用に対する介護保険の支給対象材料費施工費等工事費用を按分し算出

2. メーカー等で按分等が分からない、困難な場合

ユニットバス全体施工費を基本となる仕様の安価な実質販売価格を目安として積算した価格に支給対象となる改修内容のユニットバス対象按分基準表按分率をかけて算出

【ユニットバス対象按分基準表】

対 象			対象外			
床	浴槽	扉	壁	天井	器具	その他
滑り段差	段差	扉				
20%	15%	10%	25%	10%	10%	10%

≪注意≫ 支給対象であっても、下記①～③は支給対象外となります。

①福祉用具等の活用を検討し、問題解決できる場合②住宅改修理由書に記載の無い工事③経年劣化等による工事

【提出書類】 住宅改修費における必要書類のほか

- ・算出見積書等(内訳、総額、対象工事、対象外工事等を明記)
- ・パンフレット(品番・仕様・図面・標準価格のわかるもの)写しでも可

問い合わせ先:平群町福祉課 高齢・介護係(0745-45-5872)